働き方改革支援ハンドブック

一 厚生労働省中小企業庁 —

働き方改革支援 ハンドブック

働き方改革をきっかけに、 貴社の課題を解決しましょう!!



全般的なお悩みは【相談窓口】へ (P2)

2019年6月改訂

厚生労働省 中小企業庁

働き方改革関連法について

2019年4月1日より順次施行される働き方改革関連法の主な内容は以下のとおりです。

時間外労働の上限規制

施行:2019年4月1日~ ※中小企業は、2020年4月1日~



詳細はこちら

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。(原則である月45時間を超えることができるのは、年6回までです。)

年5日の年次有給休暇の確実な取得

施行:2019年4月1日~



詳細はこちら

使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の全ての労働者について、毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保

施行:2020年4月1日~

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日~



詳細はこちら

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

割増賃金率の引き上げ

施行:2023年4月1日~

月60時間を超える時間外労働については、割増賃金率を50%以上としていただく必要があります。(※大企業は既に施行されており、中小企業への適用は猶予されていましたが、2023年4月から猶予措置が廃止されます。)

-1-



■働き方改革や人手不足について、どうすべき か悩んでいませんか? 以下の窓口へ、お気軽にお越しください。 各分野の専門家が無料でご相談に応じます。

相談窓口① よろず支援拠点	 ●生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ●経営課題に応じた適切な支援機関を紹介します。 【お問い合わせ先】 各都道府県よろず支援拠点 ▶中小企業基盤整備機構 よろず支援拠点
相談窓口② 働き方改革 推進支援センター	 労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直しなど、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 様々な関係機関と連携し、出張相談会やセミナー等を実施します。 【お問い合わせ先】 各都道府県働き方改革推進支援センター 働き方改革推進支援センターのご案内
相談窓口③ ハローワーク	 ○求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会 や就職面接会などを実施しています。 【お問い合わせ先】 各都道府県労働局職業安定部、公共職業安定所 ▶都道府県労働局所在地一覧

■最終ページでは、貴社の課題を自己診断できるポータルサイトもご紹介しています。



■人手不足にどのように対応すべきか 悩んでいませんか?

中小企業の成功体験の事例です

支援策①

中小企業・ 小規模事業者 人手不足対応 ガイドライン ◎人手不足に取り組む中小企業の好事例(多様な人材が活躍できる職場づくりや、IT・設備投資による業務効率化等)を業種や企業規模ごとに整理しました。

▶中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドラインの概要



▶中小企業・小規模事業者のための人手不足対応100事例



課題 2

生産性向上 & 業務効率化 ■生産性向上や業務効率化等に取り組み ませんか?

補助金·助成金等で設備・IT導入等を支援します

支援策①

ものづくり・商業・サービス補助金

◎革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等に必要な設備投資等を支援します。

<公募時期:2019年7~8月(二次公募開始予定)>

【お問い合わせ先】

各都道府県地域事務局(都道府県中小企業団体中央会)

▶平成30年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の公募について



支援策②

IT導入補助金

◎生産性向上に資するITツール(ソフトウェア)の導入 を支援します。

<公募時期:2019年7月17日~8月23日 17時まで>

【お問い合わせ先】

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター ▶平成30年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業



支援策③

小規模事業者持続 化補助金 ◎商工会・商工会議所と作成した経営計画に基づいて行う販路開拓等を支援します。

<公募時期:商工会議所地区:終了

商工会地区:6月28日(一次締切)

7月31日(二次締切)>

【お問い合わせ先】

所在地を管轄する商工会・商工会議所

▶(参考)平成30年度補正予算案小規模事業者持続化補助金概要



支援策④

中小企業の投資を 後押しする大胆な 固定資産税の特例

- ◎ 生産性向上のための設備投資を支援します。
- 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の軽減(ゼロ~1/2)【お問い合わせ先】

新たに導入する設備が所在する市区町村

(「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に限る)

▶生産性向上特別措置法による支援

· 中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制による特別償却または税額控除

【お問い合わせ先】 中小企業税制サポートセンター ▶中小企業税制パンフレット



--4--

支援策⑤

人材確保等支援 助成金

◎金融機関と連携し、省力化のための装置など生産性向上 に資する設備等の導入と、賃金アップを実施した企業を 支援します。

【お問い合わせ先】

都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口

▶雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧



支援策⑥

業務改善助成金

◎生産性向上に資する設備・機器の導入等を行うとともに、 事業場内最低賃金を引き上げた企業を支援します。

【お問い合わせ先】

各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

▶雇用環境・均等部(室)所在地一覧



支援策⑦

時間外労働等改善 助成金

◎出退勤管理のソフトウェア導入・更新費用、専門家による業務効率化指導、生産工程の自動化・省力化等、労働時間短縮や生産性向上を支援します。

【お問い合わせ先】

各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

▶雇用環境・均等部(室)所在地一覧



その他

▶ 労働時間などに関するお問い合わせは、

【 労働基準監督署に設置されている「労働時間相談・支援コーナー」】まで

労働時間に関連する法令など、ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。



▶都道府県労働局所在地一覧

参考

支援策⑤・⑦ 「雇用関係助成金」等の助成要件など

厚生労働省ホームページの「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧ください。

▶事業主の方のための雇用関係助成金(支援策⑦は左記ページの「8. その他」に記載)



支援策⑥ 「業務改善助成金」の助成要件など

厚生労働省ホームページの「業務改善助成金:中小企業・小規模事業者の生産性向上 のための取組を支援」をご覧ください。

▶業務改善助成金:中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援



課題 魅力ある 職場づくり & 社員育成

■魅力ある職場づくりや社員の育成に 取り組みませんか?

助成金等で、人材の定着・育成を支援します

支援策①

両立支援等助成金

◎育児・介護休業の円滑な取得・職場復帰、女性活躍推進等により 職業生活と家庭生活の両立支援に取り組む企業を支援します。

【お問い合わせ先】

各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口 ▶雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧



支援策②

育児・介護支援 プラン導入支援事業

◎ 社会保険労務士等の専門家である育児・介護プランナーが、育児・介護休業からの復帰プランの策定支援を行います。

【お問い合わせ先】

株式会社パソナ 育児・介護支援プロジェクト事務局(委託先) TEL:03-5542-1740

▶「育児プランナー」「介護プランナー」の支援を 希望する事業主の方へ



支援策③

65歳超雇用推進 助成金

◎66歳以上の継続雇用延長や65歳以上の年齢までの 定年引上げ、高年齢者向けの成果を重視する評価・ 報酬体系の構築などの雇用管理制度導入等を行う 企業を支援します。

【お問い合わせ先】

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部 高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・ 障害者窓口サービス課)



▶独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部

支援策4

人材確保等支援 助成金(再掲)

(※) 2017年度までは職場 定着支援助成金として実施 ◎雇用管理制度や介護福祉機器の導入、介護・保育 労働者に対する賃金制度整備及び働き方改革に取 り組むための人材確保等により、雇用管理改善に 取り組む企業を支援します。

【お問い合わせ先】

各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口

▶雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧



魅力ある職場づくり&社員育成

支援策⑤

キャリアアップ助成金

◎非正規雇用労働者の正社員化や賃金規定等の増額改定、正規雇用労働者との賃金規定・諸手当制度の共通化等の取組を支援します。

【お問い合わせ先】

各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口

▶雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧



支援策⑥

産業保健関係助成金

◎社員の健康づくりのための取組を支援します。

【お問い合わせ先】

(独) 労働者健康安全機構

▶独立行政法人 労働者健康安全機構 産業保健関係助成金



支援策⑦

人材開発支援助成金

◎ 人材育成のための社員に対する訓練の実施や教育訓練休暇を付与する取組を支援します。

【お問い合わせ先】

各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口

▶雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧



その他

▶ 人手不足・人材確保に関するお問い合わせは【ハローワーク】まで

求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。

都道府県労働局職業安定部、公共職業安定所(ハローワーク)

▶都道府県労働局所在地一覧



▶ 中小企業の人材育成に関するお問い合わせは

【生産性向上人材育成支援センター】まで

人材育成に関する相談受付から、人材育成プランの提案、職業訓練の実施まで、中小企業等の人材育成を一貫して支援します。

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 生産性向上人材育成支援センター

▶独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構生産性向上人材育成支援センター



その他

- ◎ 人手不足対策、生産性向上等には「テレワーク」の活用が効果的です。総務省、厚生労働省では、テレワークの導入を検討する企業向けの相談窓口の設置、アドバイスや具体的な事例の紹介等を行っています。
- ▶ 相談窓口:テレワーク相談センター(厚生労働省)

テレワークの導入に関するさまざまな相談に無償で対応するとともに、テレワーク導入・活用の専門家を3回まで無償で派遣します。また、時間外労働等改善助成金(テレワークコース)に関するご相談・申請も受け付けています。

▶テレワーク相談センター

▶ 導入支援:テレワークマネージャー派遣事業(総務省)

テレワークを導入しようとする企業等に、専門家を個別派遣しICT導入や 労務管理等に関するアドバイスを無償で実施します。 <2019年度事業は2019年夏頃より申請受付開始予定>

- ※その他のテレワーク関連施策はこちらをご覧ください。
- ・総務省テレワークの推進

「業種」「企業規模(従業員数)」ごとにテレワーク先進企業の具体的な事例を交えつつ 紹介する「働き改革のためのテレワーク導入モデル」などを公開しています。

▶テレワークの推進

・厚生労働省テレワーク普及促進関連事業 テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドラインや中小企業向け助成金、 テレワークセミナーや表彰に関する情報を掲載しています。

▶テレワーク普及促進関連事業



去参

支援策①・③・④・⑤・⑦

「雇用関係助成金」の助成要件など

厚生労働省ホームページの「事業主の方のための雇用関係助成金」をご覧ください。

▶事業主の方のための雇用関係助成金



貴社の課題や改善策の発見のために!

自己診断ツールもご活用ください

働き方・休み方改善ポータルサイト

「働き方・休み方改善ポータルサイト」では、web上で設問に答えていくことで、働き方・休み方の問題点を把握できるほか、課題別の対策も知ることができます。企業の取組事例の紹介や、シンポジウム・セミナー情報も掲載していますので、



働き方 休み方

検索

https://work-holiday.mhlw.go.jp/

最低賃金特設サイト

「最低賃金特設サイト」では、①最低賃金制度の概要、②現在適用されている全国の地域別最低賃金額や特定(産業別)最低賃金額等の確認、③web上でご自身の就労地域や支払われている賃金額等に関する設問に答えていくことで、支払われている賃金額と最低賃金額の比較などが行えますのでご活用ください。

最低賃金制度

検 索

https://pc.saiteichingin.info/



36協定届等作成支援ツール (36協定届)

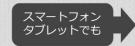
時間外労働を行うには、サブロク(36)協定届が必要です。36協定届を作成しようとしている事業者様、是非お役立てください。

就業規則作成支援ツール

常時10人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を作成し所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。是非お役立てください。

スタートアップ労働条件







労働基準監督署に届出が可能な書面を作成することができます。 https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html

パートタイム・有期雇用労働法 対応のための取組手順書



自社の状況が改正法の内容に沿ったものか点検することができます。ぜひご活用ください。





同一労働同一賃金

検索

閲覧用ファイル 印刷用ファイル

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築に向けたご理解とご協力へのお願い(荷役作業・附帯業務関係)

一 国土交通省·厚生労働省 —

令和元年6月

荷主関係団体 あて

国土交通省厚生労働省

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築に向けた ご理解とご協力へのお願い(荷役作業・附帯業務関係)

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業では、ドライバー不足が深刻化している状況にあり、法令を遵守しつつ働き方改革を進め、物流機能が滞ることがないようにしていくためには、ドライバーの長時間労働の是正を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、発着荷主のご協力が必要不可欠となりますが、特に、長時間の荷待時間の発生や、契約に定めがない荷役作業等の発生により、トラック運送事業者が立てた当初の運行計画が崩れてしまうことは、ドライバーの拘束時間に関するルール違反を招くこととなり、法令遵守を妨げる要因となります。また、物流全体の効率性も損なわれ、持続的な物流機能にも影響が生じることとなります。

また、働き方改革関連法による令和6年度(2024年度)からの時間外労働の上限規制の 適用(年間960時間)に向けて、適切に対応できる環境を早期に整える必要があります。

こうした状況を踏まえ、中型以上のトラックについて、契約書に明記されていない荷役 作業や附帯作業をドライバーが行った場合等には、当該作業を乗務記録に記載することを、 トラック運送事業者に対して義務づける旨の改正が行われております。

これにより、荷役作業に関する実態把握及びトラック運送事業者が守るべき労働時間のルールである「改善基準告示」の遵守が図られるとともに、取引適正化にも資することとなるものと考えております。

つきましては、より多くの荷主の皆様に周知致したく、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」改正に関するリーフレットを送付致しますので、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

また、運送委託者が契約にはない役務を運送事業者に無償で提供させることは、独占禁止法や下請法に抵触する場合もございますので、その点に関しても趣旨をご理解いただき、トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築に向けて、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

〇国土交通省 自動車局 貨物課

Tel: 03-5253-8111(内線 41334)

〇厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課

Tel: 03-5253-1111(内線 5389)

〇農林水産省 食料産業局 食品流通課

Tel: 03-3502-8111(内線 4324)

〇経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室

Tel: 03-3501-0092(直通)

〇経済産業省 中小企業庁 取引課

Tel: 03-3501-1669(直通)

〇公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

Tel: 03-3581-3375(直通)

改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉

荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・ 法令遵守を進められるようにするための改正が行われました

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物 流機能が滞ることのないようにするためには、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、 **コンプライアンスが確保できるようにする必要**があります。

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを 遵守できないような運送の依頼等を発生させないことが重要であり、荷主の理解と協力が必要不可欠 です。 ※「荷主」には着荷主や元請事業者も含まれます。

■ 改正事項

令和元年7月1日から施行

- ①荷主の配慮義務が新設されました
- ●荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなけれ ばならないこととする責務規定が新設されました。
- ②荷主への勧告制度が拡充されました
- ●荷主勧告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されました。
- ●荷主に対して勧告を行った場合には、その旨を公表することが法律に明記されました。
- ③違反原因行為をしている疑いがある荷主に対して、国土交通大臣が働きかけ 等を行います (令和5年度末までの時限措置)
- ●国土交通大臣は、「違反原因行為」※(トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為) をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライア ンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行います。
- ●荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な 理由がある場合等には、「要請」や「勧告・公表」を行います。
- ▶トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反 の疑いがある場合には、「公正取引委員会に通知」します。





荷主の都合による長時間の 荷待ち時間が恒常的に発生 ⇒過労運転防止義務違反 を招くおそれ

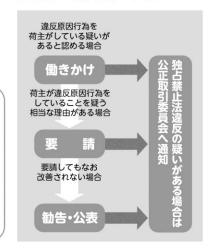


適切な運行では間に合わない 到着時間の指定

⇒最高速度違反を招く おそれ



積込み直前に 貨物量を増やすよう指示 ⇒過積載運行を招くおそれ





農林水産省



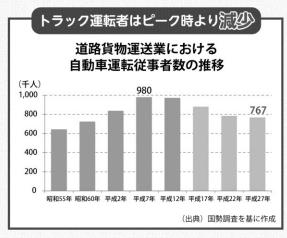


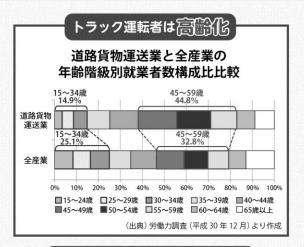
🥮 国十交诵省

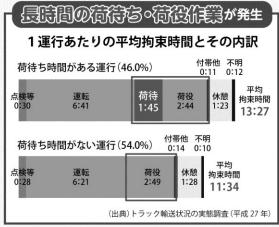


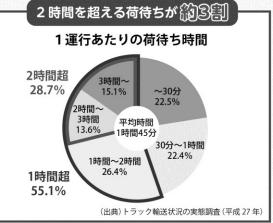
都道府県トラック協会

- ●トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しています。
- ●我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないよう、荷主側の理解と協力の下で、ドライバーの労働条件の改善等の働き方改革を進める必要があります。
- ●荷主側でも、トラックドライバーの労働環境の現状や労働時間のルールをしっかりと 把握し、トラック運送事業者がコンプライアンスを確保できるよう、必要な配慮をし なければなりません。









トラック運送事業者はトラックドライバーに以下の受過度週のルールを 守らせる必要があり、意気した気命能が冷を受けることになります

● 労働時間のルール「改善基準告示」厚生労働大臣が定めた基準です

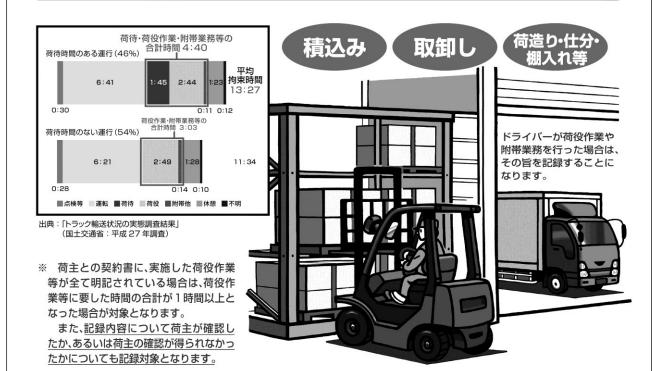
拘	東 (始業から		時 での時間)	間	 1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内(15時間超えは1週間2回以内) 1 か月 293 時間以内
休 (勤務	息 Sと次の勤		期 D自由なI	間 時間)	・継続8時間以上
運	転		時	間	・2 日平均で、1 日あたり 9 時間以内 ・2 週間平均で、1 週間あたり 44 時間以内
連	続;	里 転	時	間	• 4 時間以内



令和元年6月15日から、ドライバーが 荷役作業や附帯業務を行った場合、当該作業は、 「乗務記録」の記載対象となります。

※「乗務記録」は法令に基づきトラック運送事業者が記録及び保存することが義務付けられているものです。

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために



トラック運送業界では、ドライバーの長時間労働の是正が喫緊の課題ですが、長時間の荷待時間の発生に加え、荷主との契約に定めがない荷役作業等の発生により当初の運行計画が崩れることが、ドライバーの拘束時間に関する基準を超過する状況を招き、コンプライアンスを確保した運行を妨げる一因となっています。

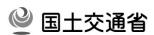
こうした状況を踏まえ、国土交通省では「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正しました(令和元年5月10日:公布、同年6月15日:施行)。

この省令改正は、トラックドライバーが車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合に、集貨地点等で積込み若しくは取卸し又は附帯業務(以下「荷役作業等」という。)

を実施した場合も乗務記録の記載対象として追加するものです(荷待については、平成29年7月に既に記載対象となっています)。

国土交通省では、今回の一部改正により、より詳細に荷役作業等の実態を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取組みを一層促進するとともに、国としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、長時間労働を生じさせている荷主に勧告等を行うにあたっての判断材料とします。

荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷役作業等が発生した場合は必ず 「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。





全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正) (こ(半う) 荷待時間・荷役作業等の記録義務付け

[記載例 乗務記録付票

※荷待については、平成29年7月に既に記載対象となっています。

着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、 契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合**以外**

パターン図 (サンプルB)

到着時間の指定時刻

荷卸し地点に到着

発荷主側で荷物の積込み時に荷待・荷役作業等が発生し、 契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合

パターン室 (キンプラA)

	→20 %	→30 \$
集貨地点に到着 到着時間の指定時刻	(荷主都合の待機:20分) 附帯業務①(荷造り) (荷主都合の待機:20分)	附帯業務②(ラベル貼り) 積込み 出発
8:45 9:00	9:20 ~ 9:40	$10:00 \sim 10:30$ $10:30 \sim 11:30$ $11:30$

※荷役作業等が契約書に明記されていても、合計で1時間以上(110分)となるため記載要件に該当します。

荷待時間·荷役作業等記錄票(例

車両番号:〇〇〇 荷主名:株式会社〇〇

0

出発時刻	横込み、取卸しの開発・終了時刻	附帯業務の開始・終了時刻	荷待時間	荷待待機開始・終了時刻
00:6	8:45	〇〇物流センター	00 00	0/0
到海時間の指定時刻	到着時刻	集貨地点等	担当ドライバー	日付

出発時刻	11:30		荷主側担当者	契約書に荷役作業等の内容の 全てが明記されていても、 合計時間が「時間以上となる場合	は乗務記録への記載が必要です
横込み、取卸しの開始・終了時刻	08:11~08:01		製の一との報	数約書に荷 全てが明語 合計時間が 1.5	は乗務記録へ
附帯業務の 開始・終了時刻	9:20~9:40 10:00~10:30		(発)・着(荷主側担当者確認欄	77 77	
荷待時間	40分		ドライバーが実施した荷役作業等の内容	F商俊・職権商役) 5. 取卸し (手総役・職権商役) 1. 工分 5. 核収・核品 6. 掛持ち 7. 維持ち 3. 何へいむり 10. はい作業 11. その他()	
荷待待機 開始·終了時刻	9:00~9:20 9:40~10:00		ドライバーが実施し	1. 概込み (手格役) 機械特役) 3. 特達り 4. 任分 5. 様収 8. 種入れ 9 (ラベル格) 10	
		1551			•

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。 ※契約書に実施した荷役作業等の**全てが明記されている場合**は、所要時間が1時間未満であれば荷役作

業等についての記載は不要です。 ※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地におい ては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

到着時間の指定時刻 荷待時間·荷役作業等記錄票(例 到着時刻 ● ● ●: ● ● ● 集貨地点等 担当ドライバー 荷主名:株式会社●● 日付 記入見本

※荷役作業等の合計時間が 50 分ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

→20分 →30分

(荷主都合の待機:20分) (荷主都合の待機:40分)

取卸し

 $16:40 \sim 17:00$

附帯業務 (棚入れ)

 $17:20 \sim 17:50$

				200
•/•	•• ••	●●物流センター	15:45	16:00
荷待待機 開始·終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	精込み(取卸しか 開始・終了時刻	出発時刻
16:00~16:40 17:00~17:20	60分	17:20~17:50	16:40~17:00	17:50
ドライバーが実施し	ドライバーが実施した荷役作業等の内容	 	荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1. 最込み (手部役・機械等役) 2. 配卸し (手符役 (壁) 3. 荷造り 4.仕分 5. 検収・検品 6. 維持ち 7. 横8 (艦入背) 9. ラベル帖り 10. はい作業 11. その他(手荷役・機械荷役) 2.取卸し (手荷役 (機械荷役) 4.仕分 5.検収・検品 6.構持ち 7.報再5 9.ラベル帖り 10.はい作業 11.その他()		1	V

※別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、 当該項目については記載不要です

荷主側の確認が 得られなかった場合や、 担当者が不在の場合は、該当する 欄に「Y」を記載して ください 所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。 ※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は

※[(発・着)荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地におい ては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

記入見本